

令和 7 年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第二期入試 民法

【出題趣旨】

第一問は、受験生が押さえておくべき法律用語や制度の理解を問う問題である。解答は以下のとおりである。

- | | | | | |
|----------|--------|------------|----------|---------|
| (1) 失踪 | (2) 援用 | (3) 管理不全 | (4) 物上代位 | (5) 極度額 |
| (6) 定型約款 | (7) 留保 | (8) 責任無能力者 | (9) 嫡出子 | (10) 単純 |

第二問は、10行以内で基本的な制度や判例の理解を問う問題である。

小問(1) は、最判昭和44年12月18日民集23巻12号2476頁の理解を問う問題である。夫婦の一方が日常の家事に関する代理権の範囲を越えて第三者と法律行為をした場合に、判例は、その代理権の存在を基礎として広く一般的に民法110条所定の表見代理の成立を肯定することは、夫婦の財産的独立をそこなうおそれがあるとして、民法110条の適用を否定する。他方、第三者においてその行為が当該夫婦の日常の家事に関する法律行為の範囲内と信頼した第三者を保護すべきであるとして、「その行為が当該夫婦の日常の家事に関する法律行為の範囲内に属すると信ずるにつき正当の理由のあるときにかぎり、民法110条の趣旨を類推適用して、その第三者の保護をはかれば足りるものと解するのが相当である。」としている。夫婦別産制と取引の安全を調和させ、民法110条の趣旨を類推適用して、夫婦の日常の家事に関する法律行為の範囲内に属すると信ずるにつき正当の理由のあるときにかぎり保護するとした判例の理解が問われている。

小問(2)は、賃借人Aとしては、対抗要件(民法605条の賃借権登記)を備えていれば、Cに対し民法605条の4による賃借権自体に基づく妨害排除請求を行使することができる(最判昭和30年4月5日民集9巻4号431頁参照)。また、対抗要件を備えていなければ、賃借権自体に基づく妨害排除請求は認められないが(最判昭和29年7月20日民集8巻7号1408頁、最判昭和38年1月25日民集17巻1号41頁参照)、賃借人Aが債権者代位権を用いて賃貸人BのCに対する所有権に基づく妨害請求権を代位行使する(無資力要件不要)ことができる(大判昭和4年12月16日民集8巻944頁参照)。なお、借地の場合であるので、借地借家法10条1項の建物登記も賃借権の対抗要件となるが、本問では、Aが賃借した土地の上に建物を建てる前に、Cがプレハブの建物を建てているので、この対抗要件は備えていないと考えられる。

第三問は、担保としての実質を有する所有権留保と、法定担保物権である動産売買の先取特権の違いを対比させて聞く問題である。

小問(1)①は、形式的には担保目的のために所有権をAに留保しているので、BからCに転売されると、BがAに代金を払わない以上、原則としてはAはCに対し動産甲の返還を請求できることになる。この点に関し、自動車の売買に関する所有権留保の判例で、自動車の販売につきサブディーラーがディーラー所有の自動車をユーザーに売却し、その後前記売買を完成するためディーラーからその自動車を買受ける、という方法がとられていた場合において、ディーラーがサブディーラーとユーザーとの売買契約の成立に協力しておきながら、その後サブディーラーにその自動車を売却するに際し所有権留保特約を付し、サブディーラーの代金不払を理由に売買契約を解除した上、留保された所有権に基づき、既にサブディーラーに代金を完済して自動車の引渡を受けているユーザーにその返還を請求することは権利の濫用として許されないとした判例がある(最判昭和50年2月28日民集29巻2号193頁)。本問においても、工作機械を販売する事業を営む会社BにAは販売しており、Cへの転売が予定されていることから、AからCへの留保所有権に基づく返還請求を権利の濫用を用いて否定することが考えられる。また、工作機械は動産であるので、民法192条の即時取得の要件をCが充足すればCが所有権を取得し、AからCへの留保所有権に基づく返還請求を否定することが考えられる。後者の場合には、即時取得の要件である、動産、取引行為、占有の取得、平穩公然、

善意無過失といった要件をCが充たす場合であることを指摘することが必要である。

小問(1)②は、Aが留保所有権に基づいて、BがCに対して有する転売債権に物上代位できるかを問う問題である。所有権留保に関し、所有権的構成をとるとこれを否定する立場に結びつきやすく、担保的構成をとるとこれを肯定する立場に結びつきやすいといえる。もっとも、譲渡担保に関し、判例は基本的には所有権的構成に立ちながらも担保としての実質を考慮し物上代位を肯定しており(最決平成11年5月17日民集53巻5号863頁など)、所有権留保に関しても同様に考えるべきと主張することは可能であるといえる。所有権的構成の立場を前提としたうえで、当然に物上代位ができるという書き方はしないように注意してほしい。

小問(2)は、AB間に所有権留保の合意がないが、動産売買の代金が支払われていないので、Aは法定担保物権としての動産の先取特権(民法311条5号・321条)を主張することが考えられる。そうすると、小問(2)①は、第三取得者Cに動産が引き渡されているので、民法333条によりAはCに対して先取特権を行使できないということを、Cは主張することになる。また、小問(2)②は、BC間の転売代金債権がまだ支払われていなければ、AはBC間の転売代金債権を差し押さえて民法304条の物上代位権を行使することにより、AはCに300万円を支払うよう請求することになる。

【採点基準】

配点	120点満点
第一問	各4点の問題が10題であるので、合計40点満点
第二問	小問(1)と小問(2)が各20点で、合計40点満点
第三問	小問(1)と小問(2)が各20点で、合計40点満点

第一問は、穴埋めの用語ができていれば各4点とする。

第二問

小問(1)は、夫婦の一方が日常の家事に関する代理権の範囲を越えて第三者と法律行為をした場合に、民法110条を適用するのではなく、民法110条の趣旨を類推適用して、第三者の保護を図ることが書けていれば7割で評価する。判例が指摘している理由がしっかり書けて、善意無過失の対象が、代理権の存在に対する信頼でなく、日常家事の範囲内であることの信頼であることが理解できていれば8割以上で評価する。

小問(2)は、賃借人Aとしては、対抗要件(民法605条の賃借権登記)を備えていれば、Cに対し民法605条の4による賃借権自体に基づく妨害排除請求を行使することができるが、対抗要件を備えていなければ、賃借権自体に基づく妨害排除請求は認められず、賃借人Aが債権者代位権を用いて賃貸人BのCに対する所有権に基づく妨害請求権を代位行使する(無資力要件不要)ことができることが書けていれば7割で評価し、理由や法的構成もしっかり書けていれば8割以上で評価する。

第三問

小問(1)①は、形式的には担保目的のために所有権をAに留保しているので、BからCに転売されると、BがAに代金を払わない以上、原則としてはAはCに対し動産甲の返還を請求することになるが、工作機械を販売する事業を営む会社BにAは販売しており、Cへの転売が予定されていることから、AからCへの留保所有権に基づく返還請求が権利の濫用を用いて否定されることや、工作機械は動産であるので、民法192条の即時取得の要件をCが充足すればCが所有権を取得し、AからCへの留保所有権に基づく返還請求が否定されることが書かれていれば、8割以上で評価し、やや不十分であれば7割評価とする。

小問(1)②は、所有権留保に関し、所有権的構成をとるとこれを否定する立場に結びつきやすく、担保的構成をと

るとこれを肯定する立場に結びつきやすいことを理解していれば、7割以上で評価する。また、譲渡担保と比較して、判例は基本的には所有権的構成に立ちながらも担保としての実質を考慮し物上代位を肯定していることを指摘して、所有権留保に関しても同様に考えるべきと指摘するなどの論述があれば、高く評価する。

小問(2)は、AB間に所有権留保の合意がないが、動産売買の代金が支払われていないので、Aは法定担保物権としての動産の先取特権(民法311条5号・321条)を主張することができることを前提として、小問(2)①は、第三取得者Cに動産が引き渡されているので、民法333条によりAはCに対して先取特権を行使できないということをCは主張することになり、小問(2)②は、BC間の転売代金債権がまだ支払われていなければ、AはBC間の転売代金債権を差し押さえて民法304条の物上代位権を行使することにより、AはCに300万円を支払うよう請求できることになることが指摘できていれば、8割以上で評価し、やや不十分であれば7割評価とする。

以上